

## 1 屋外広告物

### (1) 屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

屋外広告物というと商業広告がすぐ頭に思い浮かびますが、具体的なイメージや観念を表しているものは、上記①から④までの全ての要件を満たしていれば、営利的なものはもちろん、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなども、その表示する内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

（屋外広告物に該当しないものの例）

- 工場、野球場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（サーチライト及び文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

### (2) 屋外広告物の規制とは

東京都では屋外広告物法に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、東京都屋外広告物条例を定め、屋外広告物の規制を行っています。

規制される広告物は、広告塔、袖看板、壁面看板、屋上看板、野立看板、広告幕、ポスターボード、アーチ、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板、電柱・標識利用広告、車体利用広告、プロジェクションマッピングなどで、屋外に掲出又は表示するものです。

新宿区内にこれらの屋外広告物を掲出又は表示しようとするときは、新宿区の許可が必要です。

また、広告主、広告物の設置者、所有者、管理者等は、日常的に広告物を点検し、異常を発見したときは直ちに補修を行うなど、常時良好な状態を保つ責任を負っています。

道路法、道路交通法、建築基準法など他の法令の基準を満たさないもの、公序良俗に反するもの、美観風致や周囲の環境を損なうもの、公衆に危害を及ぼすおそれのあるもの又は蛍光塗料・蛍光フィルムを利用したものなどは許可できません。

無許可で掲出又は表示したときは、条例により罰せられることがありますので、あらかじめお問い合わせください。